

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

## 準備はお済ですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関係する制度です～

### 必要なことって何？

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者は、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要になります。

免税事業者であっても、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付が求められる場合があります。



軽減税率制度の実施まで期間が限られてきましたが、事業者の方々に軽減税率制度への対応準備を円滑に進めていただくためには、早期に対応の準備をしていただく必要があります。

税務署では、軽減税率制度等や軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）についての理解を深めていただくために、軽減税率制度等に関する説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会日程は、裏面をご覧ください

## ● 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 開催日時：平成31年5月14日（火） | 10：00～11：00 |
| 平成31年5月14日（火）      | 14：00～15：00 |
| 平成31年5月15日（水）      | 10：00～11：00 |
| 平成31年5月15日（水）      | 14：00～15：00 |
| 平成31年5月16日（木）      | 10：00～11：00 |
| 平成31年5月16日（木）      | 14：00～15：00 |
| 平成31年5月17日（金）      | 10：00～11：00 |
| 平成31年5月17日（金）      | 14：00～15：00 |

（各回とも内容は同じです。）

※定員は各回ともに50名です。定員になり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

開催会場：水沢税務署 2階会議室

所在地：奥州市水沢西上野町3-5

ご持参いただきたいもの：筆記用具

## ● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 軽減税率対策補助金(複数税率対応レジの導入等支援)について
- ・ インボイス制度について

### 【お問合せ先】

水沢税務署 個人課税第一部門 電話 0197-24-5720（直通）

この文書による行政指導の責任者は、水沢税務署長です。